

## 名古屋市立大学研究データポリシー 解説

2025年3月3日

教育研究審議会承認

本解説は、「名古屋市立大学研究データポリシー」の補足として、ポリシー本文の背景、留意事項等を記載したものである。

### (目的)

1. 名古屋市立大学（以下「本学」という。）は、名古屋市立大学憲章に基づき、人類の幸福に資する実践的な研究成果を世界に発信する誇り高き「知の創造の拠点」となることを使命とする。

そのため、本学は、研究に関する活動によって産み出された知的成果を蓄積し、それを社会に還元することで、持続可能な社会の構築に貢献することを目指す。

本ポリシーは、以上の理念のもと、本学における研究データの管理、公開及び利活用の原則を定める。

### (1) ポリシー策定の背景

近年におけるデータ駆動型研究の進展により、データを活用した新たな発見やイノベーションの促進等、多様な成果が生み出される状況にあって、学術研究をさらに発展させ、その成果を活用して社会を発展させるためには、オープンサイエンスを推進し、研究データを積極的に共有し、最大限利活用することが求められている。一方、研究活動のオープン化・国際化が進展する中で、研究者には透明性の向上や研究成果に対する説明責任が求められている。

## (2) ポリシー策定の目的

本学及び本学の研究者が、将来においてよりよい研究を行うことを確保するためには、研究データの扱いに関するポリシーを定め、それに従い、適切な研究データの管理、公開及び利活用が行われることが必要である。

そこで、名古屋市立大学憲章の理念に基づき、学術情報の共有、研究助成機関からの要請、研究再現性の確保等、オープンサイエンスの潮流から求められる機関内の研究データ管理体制を定めるため、名古屋市立大学研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）を策定するものである。

### （研究データの定義）

2. 本ポリシーが対象とする研究データは、本学における研究に関する活動を通じて収集又は生成されたデータをいう。

## (1) 研究データ

研究データとは、研究活動を通じて得られたデータをいい、デジタルか否かは問わない。収集または生成したデータだけでなく、それらを解析または加工して作成したデータも含まれる。

研究活動で取り扱うデータとしては、「観測データ」、「試験データ」、「調査データ」、「臨床データ」、「実験ノート」、「メディアコンテンツ」、「プログラムコード」、「標本」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」、「作品」、「デザイン」等がある。

## (2) 本学における研究に関する活動

本学の研究者が、以前に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを主体として管理している場合には、本ポリシーの対象となる。

本学の研究者が、本学における研究活動を通じて収集又は生成したデータだけでなく、共同研究や施設利用、研究講演会、公開講座等において、学

外の研究者や講師が関与して収集又は生成した研究データであっても、本学の研究者が主体となって管理している場合には、本ポリシーの対象とする。

(研究データの管理等)

3. 研究データの管理並びに公開及び利活用の方法は、それを収集又は生成した者が、法令及び本学の規程その他これに準ずるものの範囲内並びに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内において、決定することができる。

(1) 原則

研究データを収集または生成した者は、原則として、それをどのように管理し、公開し、利活用させるかについて決定することができ、これらを本学が一方的に定めることはない。

ただし、その決定は、法令及び本学の規程を遵守しなければならない、当該データについて第三者の著作物や個人情報が含まれるなど、第三者が権利や法的利益を持つ場合には、それらを害してはならない。

※研究データの管理等に係る本学の主な規程等には、以下のものがある。

- ・名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱規程
- ・名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱要綱
- ・研究データの保存・管理の基準について
- ・公立大学法人名古屋市立大学公的研究費不正防止計画
- ・名古屋市立大学における研究倫理に関する指針
- ・公立大学法人名古屋市立大学安全保障輸出管理規程
- ・公立大学法人名古屋市立大学発明取扱規程
- ・名古屋市立大学における研究インテグリティの確保に関する規程
- ・公立大学法人名古屋市立大学知的財産ポリシー
- ・公立大学法人名古屋市立大学利益相反マネジメント規程
- ・公立大学法人名古屋市立大学受託研究取扱規程

- ・ 公立大学法人名古屋市立大学共同研究取扱規程
- ・ 公立大学法人名古屋市立大学学術指導取扱規程
- ・ 公立大学法人名古屋市立大学学術奨励寄附金取扱規程
- ・ 名古屋市立大学寄附講座及び寄附研究部門設置規程
- ・ 公立大学法人名古屋市立大学研究成果有体物取扱規程

「研究データの管理並びに公開及び利活用」に対する考え方は、研究分野によって異なる。本学は、研究分野及び研究者が多様であることから、研究データの管理並びに公開及び利活用に関して一律に扱うことはせず、それぞれの研究分野における研究倫理指針等の事情を踏まえ、研究データ管理を実施する。

## (2) 研究データ管理の意義

研究で生み出された成果やその元となるデータ等を適切に管理・保存し、必要に応じて開示することは、研究成果の透明性を向上させるとともに、利活用が促進され研究の価値が高まり、新たな研究の創造につながることを期待され、ひいては大学全体の価値を高めることに寄与するものである。

また、研究データを適切に管理することは、データの再現性と信頼性を確保し、研究者自身の研究が正しく行われていることを検証できる状態にしておくことであり、その研究の公正性を主張できるという意味で、研究者及び研究活動を守ることになる。

## (3) 研究データの管理

研究データ管理とは、研究活動の開始から終了までのデータの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等の取扱いを定め、以下に示す活動を実践することを指す。

- ① 研究データ管理計画（DMP）の策定とその計画に従った管理、研究計画変更に伴う DMP の修正
- ② 研究中の研究データの適切な保管・利用
- ③ 研究終了時の研究データの保存・廃棄の選別、保存期間の設定・延

## 長及び保存・廃棄の適切な実施

なお、研究データの保存・廃棄の選別や実施に関する方法や手順等について、分野特有の規程や慣例がある場合は、必要に応じて部局の実施要領等に定めることとする。

### (4) 研究データの保存期間

研究データの保存期間について、本学の「研究データの保存・管理の基準について」に定めるように、論文等の研究成果発表のもととなった研究資料は、原則として、当該論文等の発表後 10 年間を下回ることはできない。また、試料（実験試料、標本）等については、当該論文等の発表後 5 年間保存することを原則とする。

### (5) メタデータの整備及び管理

メタデータとは、データに関する説明や属性情報を含むデータであり、データの整理、検索、理解及び利用を容易にするために利用されるものである。

研究データと併せて、可能な限りメタデータの整備を行うことを推奨する。研究データのメタデータについては、令和 3 年 4 月 27 日の統合イノベーション戦略推進会議の「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」で提示された「メタデータの共通項目」に基づき、各部局等において、メタデータの整備及び管理について具体的な取り決めを定めることが望ましい。

また、研究や教育等の活動に用いられた有体物等（試料、標本等）は、新たな観察・分析を行うことで、別の情報が得られる可能性があることから、潜在的にデータが蓄積されているとみなし、その有体物等の持つ情報（組成、形状、採取場所、精製方法等）についても、可能な限りメタデータの整備を行うことを推奨する。

### (6) 研究データの公開・利活用

本ポリシーでは、研究データに関わる一連の行為の中でも、「知的成果の社会還元」を重視し、研究データの「公開」と「利活用」を強調している。こ

ここでいう研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすること、研究データの利活用とは、公開した研究データを再解析・再利用することによって、より多くの知的成果等が生み出されるよう、データの価値を高めることを指す。

なお、出版社、学協会等のポリシーにより公開禁止期間（エンバーゴ）が定められている場合は、それに従うものとし、個人情報が含まれるもの、公共安全・秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、公開することが適当ではないデータについては、非公開とする。

#### (7) 公的資金による学術論文等の即時オープンアクセスの実施

2025年度から新たに公募を行う即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費による学術論文の根拠データは、学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載が義務づけられることから、該当する事例については適切に対応することとする。

#### (研究者の責務)

4. 本学の構成員であって、研究に携わる者（以下、「研究者」という。）は、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

#### (1) 研究者

研究者とは、本学の構成員であって、本学における研究を主体的に担う者をいう。

具体的には、本学において研究活動を行う以下のような者をいう。

- ① 教職員(本学との労働契約に基づき本学において業務に従事する者)
- ② 研究員、日本学術振興会特別研究員
- ③ 本学及び連携大学の学生

ただし、「研究者」とする範囲については、各研究分野の特性や研究データの性質、研究の実施体制等により異なるため、それらを考慮し、各部局等において、具体的な範囲を定めることが望ましい。

## (2) 研究者の責務

法的・倫理的観点から公開できると判断された研究データであっても、研究成果の社会実装やさらなる研究推進のために、知的財産として法的な保護が必要な研究データも存在する。研究者は、オープン・アンド・クローズ戦略<sup>\*1</sup>に基づき、戦略的に公開の可否を判断することが求められる。

複数の研究者が共同して研究を実施する場合には、関係者と協議の上、研究データの管理に関する権利と責務の所在を明確にしておくことが望ましい。また、他機関（大学、民間企業、その他機関）に所属する研究者等と共同研究を実施する場合は、本ポリシーの趣旨を踏まえ、研究データの管理に関する権利と責務の所在を契約等において明確にしておくことが望ましい。

## (3) 研究者の異動

研究データの管理に関する権利と責務を有する研究者の他機関への転出に際しては、転出後において研究データの価値が失われないように所属組織や転出先機関の関係者等と協議の上、適切な研究データ管理を維持する。

研究データの管理に関する権利と責務を有する研究者の退職にあたっては、退職後も研究データの価値が失われないように所属組織の関係者等と協議の上、研究者は大学に適切な研究データ管理を依頼する。

### (大学の責務)

5. 本学は、研究データの管理並びに公開及び利活用を支援する環境を研究者に提供するものとする。

<sup>\*1</sup> オープン・アンド・クローズ戦略：データの特性から公開すべきもの（オープン）と保護するもの（クローズ）を分別して公開する戦略。

## (1) 大学による支援の意義

本学は、統合イノベーション戦略推進会議で提示された「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」に則り、研究者の国際的な研究プレゼンスを高め、学術研究における研究データの利用可能性を高めるため、研究者による研究データの利活用を促進し、その公開を支援する。適切な研究データの公開を FAIR 原則\*2に則って行うことは、本学の学術研究の推進にとって、以下の点で有用である。

- ① 公開のための確認作業（コンプライアンス・チェック等）により、データの品質を高めることができる。
- ② オープン基盤に登録する際、付与するメタデータや DOI\*3等の識別子により、研究成果の可視化と探索性の向上（インターネット上で、他の研究者から見つけられやすく・人目につきやすくなること）が見込める。
- ③ 開示されたデータは、世界中で他の研究者から引用・共有・再利用され、新たな学際研究や国際共同研究などの可能性を生み出す。

## (2) 研究データの管理・公開・利活用を支援する環境

本学に所属する研究者に提供する支援環境としては、以下が考えられる。

- ① 研究データを管理するためのデータプラットフォームを提供する。
- ② 研究データ管理計画等、研究データの管理に関する計画や行動を支援する。
- ③ 研究データを公開するための機関リポジトリを提供する。
- ④ 研究データの共同研究や産学連携、アウトリーチ等での利活用を支援する。

---

\*2 FAIR 原則：2014 年に FORCE11 での議論に基づき作成されたデータ公開・共有に関する原則のこと。Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）の頭文字を取った略語。

\*3 DOI：デジタルオブジェクト識別子（Digital Object Identifier）の略。電子化されたコンテンツに付与される国際的な識別子。



- ⑤ 研究データに関する契約、法務等を支援する。
- ⑥ 研究データの管理、公開、利活用に関して啓発する。

データの管理、公開については、本学と研究者の協力体制のもと、責任を果たすこととする。

### (3) 研究データの公開について

研究データをどのレベルで公開するかについては、原則として、個々の研究者または研究プロジェクトが決定するものとする。

公開の際は、本学においてさらに優れた研究成果を創出することを可能とするために、研究分野の特性や研究データの性質等を考慮し、適切な公開の時期及び最適な公開方法、利用条件を決定する必要がある。具体的には、以下のような事項について検討及び決定を行う。

- ① 適切な公開時期
  - 契約等に基づく公開禁止期間（エンバーゴ）、あるいは戦略的な公開禁止期間（エンバーゴ）の設定等
- ② 公開の範囲
  - 関係者との共有、制限公開（学内のみ、申請者のみ等）、一般公開
- ③ 利用に関する条件及び手続き
  - 二次利用の可否・商用利用や加工の可否等に係るライセンス表記、申請・許諾を必要とする場合の手続き方法
- ④ 公開先
  - 公開するリポジトリ等の選択
- ⑤ その他の条件
  - 利用許諾契約の要否、研究データを利用して創出された研究成果の扱い等

公開を進めるべきデータの例には以下のものがある。

- ① 論文投稿時に出版社側が求める根拠データ
- ② 公表されているが容易には利用できないデータ（印刷体の出版物や

オンラインデータベースの元データなど)

※ただし、公開しても問題ないかどうかは、公開に際して改めて見直してから公開する。

(その他)

6. 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

(1) 見直し

データ管理のあり方は、社会や学術状況に応じて、変化が生じることが予想されるため、これら状況の変化を的確に捉え、個々の研究分野における法的及び倫理的要件を尊重した上で、本ポリシー及び解説についても適宜見直しが必要となる。